

公共職業訓練を欠席した場合の手当の支給に関する調査の結果に基づく通知

【調査の背景】

- 総務省九州管区行政評価局は、失業中の公共職業訓練受講者から、「家庭の事情でやむを得ず訓練を欠席したが、欠席日について、手当が支給されないことに納得できない」との行政相談を受け付けた。
- これをきっかけとして、公共職業訓練をやむを得ず欠席した受講者に対する手当の支給について調査を実施した。
- 「雇用保険に関する業務取扱要領」（厚生労働省職業安定局雇用保険課）では、公共職業訓練を欠席しても、「やむを得ない理由」（①疾病、一定の範囲での忌引、求人者との面接等、②これらに「準ずるもの」）については、手当を支給することとされている。

総務省九州管区行政評価局の調査結果（ポイント）

- ◆ 都道府県労働局、公共職業安定所、公共職業能力開発施設によって、次のようなケースで「やむを得ない理由」の解釈に差が生じている状況がみられた。

<例>

- ・ 乳幼児の健康診査や予防接種の付き添い
- ・ 幼稚園の入園式や卒園式への出席
- ・ 各種国家試験等の資格試験の受験

- ◆ この原因としては、「やむを得ない理由」について、都道府県労働局がそれぞれ独自に考えを整理している上、厚生労働省が、都道府県労働局からの疑義照会に個別に回答するのみで、全機関に周知していないことが挙げられる。

全国的な課題

厚生労働省への改善意見の通知

「やむを得ない理由」についての解釈の統一を図るため、業務取扱要領を見直し、全国の労働局等に対して見直しの内容を周知すること

【調査対象機関】

都道府県労働局：九州各県の全7局

公共職業安定所：15所（福岡3所、他6県2所）

【調査実施期間】

平成30年12月～令和元年8月

※ 調査結果の詳細は、別添（九州管区行政評価局の調査結果）参照